定　　款

第１章　総　　則

（商　号）
第１条　　当会社は、株式会社三東工業社と称し、英文ではSANTO　CO.，ＬＴＤと表示する。

（目　的）
第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．建設工事請負業
２．建設工事に関する調査、企画、測量、設計、監理等のマネジメントおよびコンサルティング業務
３．地域開発、都市開発、環境整備等の企画、調査、設計および監理
４．不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定
５．住宅の売買に関する事業
６．建設機械、建設用コンクリート製品、建設用木工品、内外装建築材料、家具の、製造、販売、賃貸
７．工業所有権、ノウハウ、コンピューターを利用したソフトウェアーの取得、譲渡および貸与
８．コンピューター等電子応用事務機器の販売、賃貸および保守管理
９．スポーツ施設、映像・音楽・美術等に関する文化施設、福祉施設、マンションの経営およびコンサルティング業務
１０．託児所および保育所の経営
１１．医薬部外品、健康食品、衛生用品、化粧品の販売および輸出入
１２．労働者派遣事業
１３．山林の伐採、造林並びに木材その他林産品の生産、加工及び販売
１４．前各号に関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を滋賀県甲賀市信楽町に置く。

（機　関）
第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

（公告方法）
第５条　　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は 220 万株とする。

（自己株式の取得）
第７条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を買い受けることができる。

（単元株式数）
第８条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（株主名簿管理人）
第９条　　当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定する。
３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）
第１０条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招集）
第１１条　当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

（招集権者及び議長）
第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
２．取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

（決議の方法）
第１４条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
２．会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）
第１５条　株主は、当会社の議決権を行使できる他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。
２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第１６条　株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）
第１７条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。
２.当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

（取締役の選任）
第１８条　取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第１９条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２.監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
３.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第２０条　当会社の代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
２．取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役相談役各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
２．取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

（取締役会の招集通知）
第２２条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。
ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
２.取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）
第２３条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）
第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
なお、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）
第２５条　取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印する。

（取締役会規則）
第２６条　取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬）
第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

（相談役および顧問）
第２８条　取締役会の決議をもって相談役および顧問を置くことができる。

（取締役の責任免除）
第２９条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
２.当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）
第３０条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。
ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
２.監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）
第３１条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

（常勤監査等委員）
第３２条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の議事録）
第３３条　監査等委員会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印する。

（監査等委員会規則）
第３４条　監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　会計監査人

（選任および任期）

第３５条　会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

２.会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３.会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第３６条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第３７条　当会社の事業年度は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第３８条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

２．当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

３．前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金等の除斥期間）

第３９条　配当金が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、第 62 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

（定款一部変更の効力発生日）

第２条　本定款第６条及び第８条の変更の効力発生日は、平成 29 年 9 月 27 日開催の第 63 回定時株主総会の第 2 号議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。